

# 保安林解除手続きに係る特例措置の提案

平成30年7月13日（金）  
国家戦略特区WG  
愛知県資料

## 背景

- 次世代自動車分野等では、激しい国際競争が繰り広げられており、企業には新たな技術開発や速やかな生産拡大が求められている。
- 愛知県が、成長産業・先端技術の中核拠点を形成し、モノづくりの世界的な集積地として、引き続き、我が国の産業・経済を牽引していくためには、企業の需要に応じた用地確保を速やかに行い、早期事業化につなげる必要がある。
- しかし、候補地に保安林がある場合は解除手続きが必要となり、用地開発までに一定の時間を要する。
- 保安林解除の権限は、保安林の区分により農林水産大臣と都道府県知事に分けられる。

区分	保安林の種類	流域区分	解除権限者	事前相談から造成工事着手までの標準処理期間※1
国有林	すべての保安林	全流域	農林水産大臣	8.8か月
民有林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	重要流域※2		
		重要流域以外	都道府県知事（法廷委託事務） <農林水産大臣への協議>	4.3か月
	その他の保安林	全流域	都道府県知事（自治事務）	

※1 標準処理期間には申請書の補正に要する期間を含んでいない。

要件を満たす申請書類の作成や補正に多くの時間を要することから、最長で630日（21か月）要したケースもある。

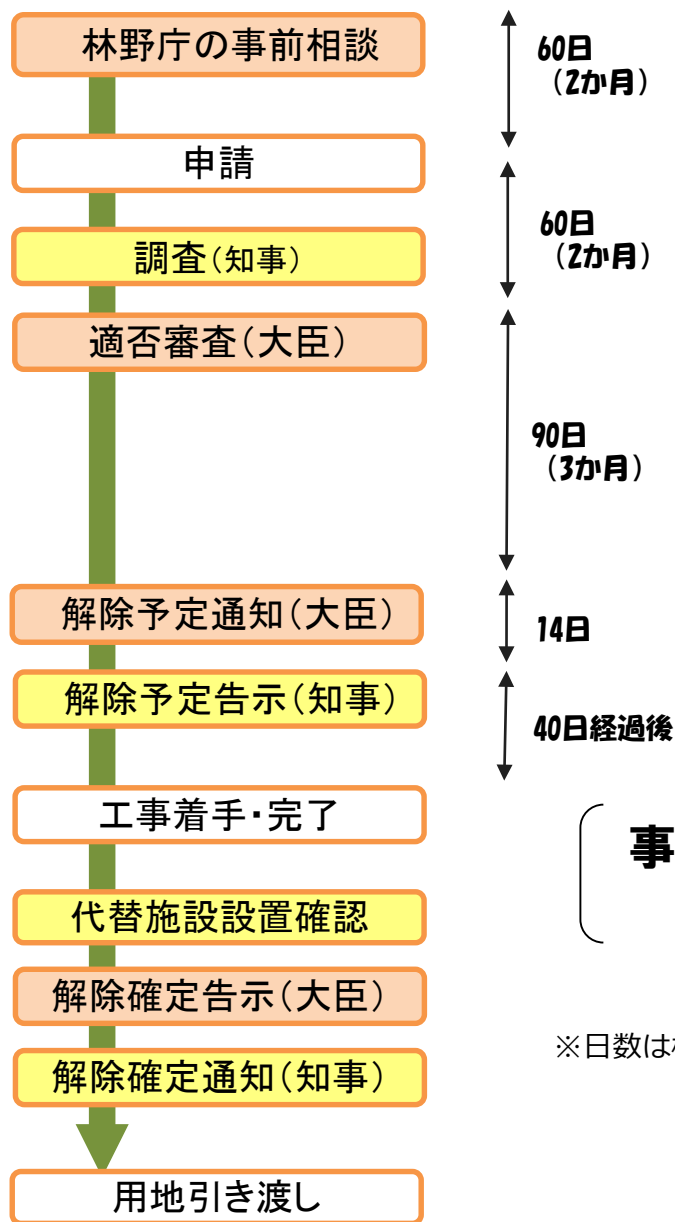
※2 2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定したもの

- 保安林の解除に時間を要することで、事業化の遅れによる産業競争力の低下や、海外への生産機能の流出などが懸念される。



保安林解除手続きの期間短縮により、早期事業化を実現し産業の国際競争力の強化を図る

# 現行の保安林解除手続きフロー図(農林水産大臣権限の場合)



事前相談から造成工事着手まで  
8.8か月

※日数は標準処理期間

# 保安林解除の要件

## 「指定理由の消滅」による解除

(森林法26条第1項、26条の2第1項)

### ○ 用地事情等

- 位置的必要性 ・ その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。  
・ その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。
- 面積的必要性 ・ 保安林の転用に係る土地面積が転用目的を実現する上で必要最小限であること。

### ○ 代替施設の設置等

- 残置森林等の適切な配置
- 保安林の機能の代替
- 転用に伴う災害の防止



都道府県知事による設置等の確認

### ○ 実現確実性

- 計画の具体性
- 用地の使用権
- 法令等による許認可
- 事業者の信用、資力、技術

### ○ 利害関係者の同意

- 市町村長
- 直接の利害関係者

(※今回想定されない要件は除いている。)

# 提案のポイント

## 【提案①】 特定の場合における保安林解除に係る用地事情要件の一部適用除外

既存の工場・事業場と一体的に生産・研究開発を行うために隣接地の保安林を解除する場合には、「用地事情等」に関する要件のうち「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを」を適用しない。

構造改革特別区域計画に係る「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」の特例における特定事業（保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業）について新たな要件を検討した。

【現行】 <対象は、滞在型住宅付き農園等>

- ① 当該事業の主たる区域が保安林以外であること。
- ② 当該事業のために解除を要する保安林が当該事業の主たる区域に隣接していること。
- ③ 当該事業に伴い残置森林率が70%以上確保されるものであること。

〔 ※ 「地域未来投資促進法に基づく基本計画」 「あいち産業労働ビジョン2016-2020」 など 〕

【検討案】 <対象として、工場、事業場を追加>

- ① 当該事業の主たる区域が保安林以外であること。  
(事業区域面積のうち保安林の割合が25%以下)
- ② 当該事業が既存事業との一体性を有するものとして、その区域が既存事業の主たる区域に隣接していること。
- ③ 当該事業に伴い森林率が35%以上確保されるものであること。
- ④ 当該事業が公的な計画に位置付けられた重要分野※に係るものであり、都道府県（地方公営企業を含む。）が事業主体となる事業であること。

【保安林の転用に係る事業又は施設の設置基準】

事業等の目的	残置森林率・森林率	転用保安林5ha以上 又は 保安林面積/森林面積≧10%の場合
別荘地	残置森林率 概ね60%以上	残置森林率 概ね70%以上
スキー場	残置森林率 概ね60%以上	残置森林率 概ね70%以上
ゴルフ場	森林率 概ね50%以上 (残置森林率 概ね40%以上)	森林率 概ね70%以上 (残置森林率 概ね60%以上)
宿泊施設 レジャー施設	森林率 概ね50%以上 (残置森林率 概ね40%以上)	残置森林率 概ね70%以上
工場、事業場	森林率 概ね25%以上	森林率 概ね35%以上
住宅団地	森林率(緑地含む)概ね20%以上	森林率(緑地含む)概ね30%以上

適否審査期間の短縮

## 提案のポイント

### 【提案②】 保安林解除の権限の都道府県知事への移譲

重要流域内の保安林に係る解除権限者は農林水産大臣であるが、下流域での用地開発など、他県への影響が想定されない場合は、開発区域のある都道府県知事に権限を移譲する。(あわせて農林水産大臣への協議不要)

#### 【権限移譲の要件】

- ① 国家戦略特区の方針に合致する事業であり、公的な計画に位置付けられた重要分野※1に係るものであること。
- ② 事業主体が都道府県（地方公営企業を含む。）であること。
- ③ 解除を要する保安林が当該流域の河口所在地の市町村又はこれに隣接する市町村内にあること。 ※2
- ④ 監視・評価委員会（仮称）を設置してモニタリングと事後チェック体制を確保すること。

標準処理期間で約4.5か月の短縮

- ※1 「地域未来投資促進法に基づく基本計画」  
「あいち産業労働ビジョン2016-2020」 など
- ※2 他県への影響が想定されない場合として設定

### 【提案③】 地方自治体が行う事業に伴う保安林解除の「確定告示」の前倒し

事業者が都道府県（地方公営企業を含む。）であり、代替施設の設置等が確実に講じられる場合には、解除予定告示から40日を経過した後※3、速やかに保安林解除の確定告示を行う。

※3 森林法第32条第4項に定める予定告示から解除までの経過日数（40日）より設定した

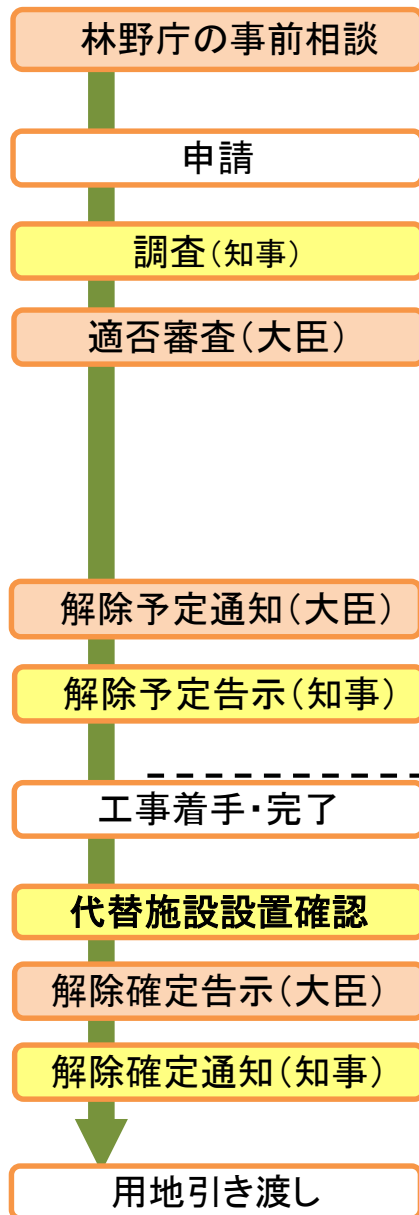
・代替施設の設置等の確認は、都道府県が監視・評価委員会（仮称）を設置してモニタリングと事後チェックにより行う。

造成工事完了後の速やかな用地の引き渡しが可能

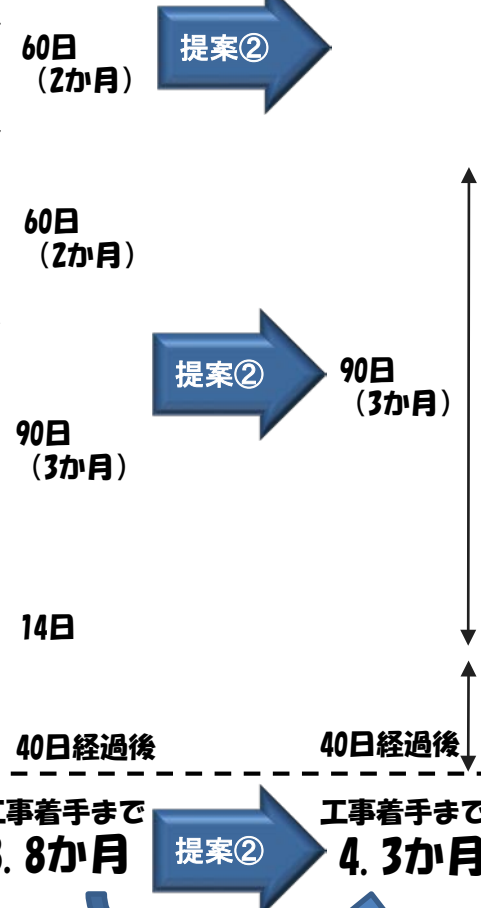
H29に研究施設用地を造成した事例では、造成工事完了⇒確定告示  
⇒土地の引き渡しに約4.5か月を要した

# 保安林解除手続の期間短縮イメージ

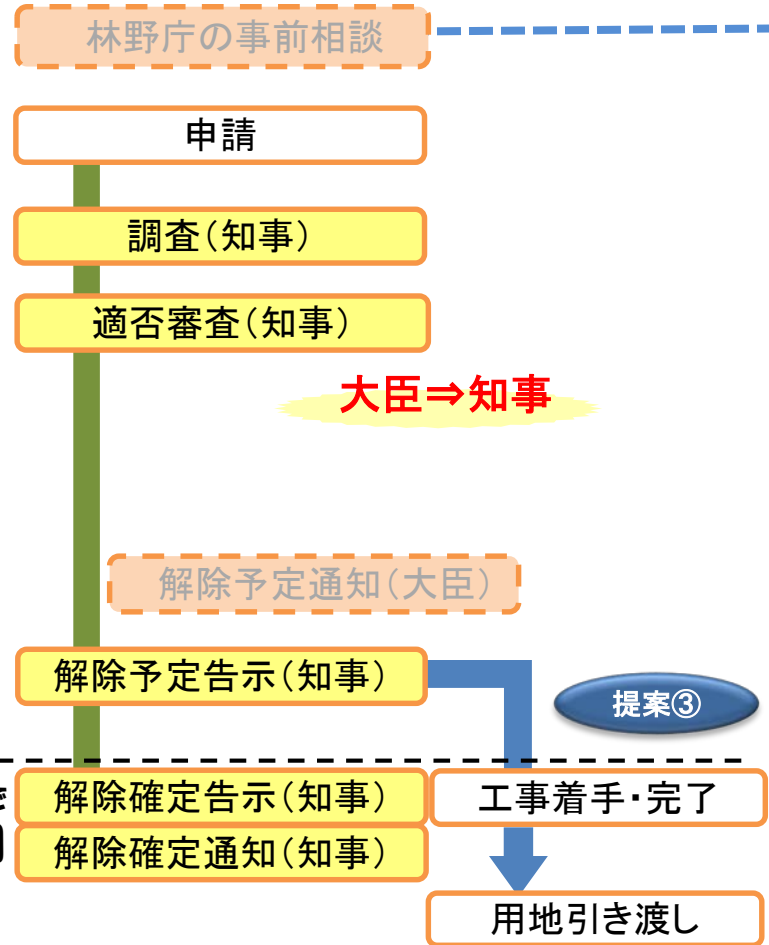
## 現行（大臣権限）



※日数は標準処理期間



## 期間短縮後（提案② 提案③）



手続期間が半分以下に  
（4.5か月短縮）

監視・評価委員会（仮称）による  
モニタリングと事後チェック

代替施設設置確認